

特定非営利活動法人夢シート定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人夢シートという。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を愛知県名古屋市の置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、施設の恵まれない子供達を含めた青少年に対して、プロスポーツの観戦、プロスポーツ選手によるスポーツ教室、音楽会、文化講演会等に無料で招待する事業を行い、スポーツの楽しさ、心の豊かさ、努力の大切さ、自己実現の可能性に関する教育に寄与し、さらに女性活躍推進の講演会や助言などのサポートを行うことで、女性が輝く社会を作り、子どもの笑顔が増えることで、社会全体の利益に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① スポーツ観戦への無料招待事業
 - ② 無料スポーツ教室の開催及び招待事業
 - ③ 無料音楽会等開催及び招待事業
 - ④ 無料文化講演会開催及び招待事業
 - ⑤ 女性活躍推進の講演会開催及び助言等のサポート事業
- (2) 収益事業
 - ① 講演会、スポーツ教室、音楽会の開催事業
 - ② 出版物、ステッカーの販売事業

③ 企業のフィランソロピー活動に関する企画、立案、指導等の事業

- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行なうものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助する為に入会した個人及び団体
- (3) 名誉会員 この法人に顕著な貢献をした個人

(入会)

第7条 正会員が個人である場合には、次に掲げる条件を全て備えなければならない。

- (1) この法人の目的に反する行為を行わない者
- (2) 満18才に達した者
- (3) 反社会的行為を目的とする団体に属していない者

2 正会員が団体である場合には、次に掲げる条件を全て備えなければならない。

- (1) 反社会的行為を目的としない団体

3 第1項に掲げる条件は、個人の国籍が考慮されてはならない。

4 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが第1項又は第2項に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

5 理事長が、前項のものを入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会する

ことができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合は、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上
- (2) 監事 1名以上

2 理事のうち、一人を理事長、三人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又は法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その業務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併

- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く、第50条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむをえない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があつたときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者名(書面表決者にあたっては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及び収益事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、

理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則にしたがって行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及び収益事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり当年12月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分

の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の総決で決議した社会福祉法人に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 大 越 貴 司

副理事長 各 務 雅 樹

同 間 地 寛

同	高田幸子
理事	坂本不二雄
同	湯澤信雄
同	山下典子
同	原田正文
同	島田博成
同	田島淑雄
同	新井雅樹
同	北折芳男
同	速水清朗
同	吉田幸江
同	稲葉民安
同	金田英治
同	鶴田和成
同	山本健喜
同	金森富美子
同	橋本義行
同	安田雅英
同	山田裕之
同	尾原徳和
同	森田美樹
同	高須徹
監事	松田茂樹
同	酒井俊皓

- 3 この法人の設立当初の役員任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成12年12月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、設立の日から平成12年12月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

会員区分	細目	入会金	年会費
正会員	団体	30,000円	50,000円
	個人	3,000円	12,000円
賛助会員	団体・個人	無料	5,000円

特定非営利活動法人夢シート

令和8年度事業計画書

1 事業実施の方針

- ・本年度は、以下の事業を実施することで会員の理解を深めることを目標とする。
- ・事業への協力者を増やすため、ホームページやSNSでの情報発信を充実させる。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の予定 人数	(D)受益対象者 の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
①スポーツ観戦への無料招待事業	児童養護施設の子供達をナゴヤドームでの野球観戦に招待する。	(A)3~9月 (B)ナゴヤドーム (C)2名	(D)入所児童 (E)200名	500
②無料スポーツ教室の開催及び招待事業	スポーツ大会等の支援	(A)8月 (B)名古屋市内 (C)1名	(D)入所児童 (E)200名	200
③無料音楽会等開催及び招待事業	児童養護施設の子供達を世界文化遺産のオペラに招待する。	(A)5月 (B)熱田区 (C)2名	(D)入所児童 (E)30名	300
④無料文化講演会開催及び招待事業	今年度は実施予定なし	(A) (B) (C)	(D) (E)	
⑤女性活躍推進の講演会開催及び助言等のサポート事業	・女性経営者の講師を招き、輝く女性の社会づくりを共に学ぶ。 ・女性の悩みに寄り添いアドバイスする。	(A)2月6月10月 (B)名古屋市内 (C)4名	(D)女性経営者、子育て主婦、働く女性等 (E)300名	2,000

(2) その他の事業 (収益事業)

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
①講演会、ス ポーツ教 室、音楽会 の開催事業		本事業年度は、実施予定なし。	—
②出版物、ス テッカーの 販売事業		本事業年度は、実施予定なし。	—
③企業のフィ ランソロピ ー活動に関 する企画、 立案、指導 等の事業		本事業年度は、実施予定なし。	—

特定非営利活動法人夢シート

令和9年度事業計画書

1 事業実施の方針

- ・本年度は、以下の事業を実施することで会員増員を目標とする。
- ・会員を増やすため、ホームページやSNSでの情報発信を充実させる。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の予定 人数	(D)受益対象者 の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
①スポーツ観戦への無料招待事業	児童養護施設の子供達をナゴヤドームでの野球観戦に招待する。	(A)3～9月 (B)ナゴヤドーム (C)2名	(D)入所児童 (E)200名	500
②無料スポーツ教室の開催及び招待事業	スポーツ大会等の支援	(A)8月 (B)名古屋市内 (C)1名	(D)入所児童 (E)200名	200
③無料音楽会等開催及び招待事業	児童養護施設の子供達を世界文化遺産のオペラに招待する。	(A)5月 (B)熱田区 (C)2名	(D)入所児童 (E)30名	300
④無料文化講演会開催及び招待事業	児童養護施設の子供達を「名古屋の食文化とマナー講座」に招待する。	(A)11月 (B)未定 (C)2名	(D)入所児童 (E)30名	200
⑤女性活躍推進の講演会開催及び助言等のサポート事業	・女性経営者の講師を招き、輝く女性の社会づくりを共に学ぶ。 ・女性の悩みに寄り添いアドバイスする。	(A)2月 6月 10月 (B)名古屋市内 (C)4名	(D)女性経営者、子育て主婦、働く女性等 (E)200名	2,000

(2) その他の事業（収益事業）

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
①講演会、ス ポーツ教 室、音楽会 の開催事業		本事業年度は、実施予定なし。	—
②出版物、ス テッカーの 販売事業		本事業年度は、実施予定なし。	—
③企業のフィ ランソロピ ー活動に関 する企画、 立案、指導 等の事業		本事業年度は、実施予定なし。	—

活動予算書

令和8年1月1日から令和8年12月31日まで

(単位:円)

科 目	特定非営利活動に 係る事業	その他の事業	合 計
I 経常収益			
1. 受取会費			
法人正会員受取入会金	150,000		150,000
個人正会員受取入会金	15,000		15,000
個人賛助会員受取入会金	0		0
法人正会員受取会費	1,000,000		1,000,000
個人正会員受取会費	120,000		120,000
賛助会員受取会費	200,000		200,000
2. 受取寄附金			
受取寄附金	270,000		270,000
3. 受取助成金等			
受取助成金	0		0
4. 事業収益			
スポーツ観戦への無料招待事業	0		0
無料スポーツ教室の開催及び招待事業	0		0
無料音楽会等開催及び招待事業	0		0
無料文化講演会開催及び招待事業	0		0
女性活躍推進の推進会開催及び助言などのサポート事業	2,000,000		2,000,000
講演会、スポーツ教室、音楽会の開催事業			0
出版物、メッカードの販売事業			0
その他のオンライン/オフライン活動に関する企画、立案、運営等その他			0
5. その他収益			
受取利息	1,000		1,000
雑収益	4,000		4,000
経常収益計	3,760,000	0	3,760,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		0
法定福利費	0		0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
チケット代およびイベント支援金	3,000,000		3,000,000
図書費	0		0
会議費			0
旅費交通費			0
通信運搬費			0
賃借料	0		0
その他経費計	3,000,000	0	3,000,000
事業費計	3,000,000	0	3,000,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		0
給料手当	0		0
法定福利費	0		0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
謝礼金	20,000		20,000
WEB管理費	50,000		50,000
会議費	20,000		20,000
旅費交通費	120,000		120,000
通信運搬費	20,000		20,000
消耗品費	10,000		10,000
支払手数料	15,000		15,000
賃借料	500,000		500,000
保険料	0		0
租税公課	0		0
雑費	5,000		5,000
その他経費計	760,000	0	760,000
管理費計	760,000	0	760,000
経常費用計	3,760,000	0	3,760,000
当期経常増減額	0	0	0
経理区分振替額	0	0	0
当期正味財産増減額	0	0	0
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0

活動予算書

令和9年1月1日から令和9年12月31日まで

(単位:円)

科 目	特定非営利活動に 係る事業	その他の事業	合 計
I 経常収益			
1. 受取会費			
法人正会員受取入会金	150,000		150,000
個人正会員受取入会金	15,000		15,000
法人正会員受取会費	1,250,000		1,250,000
個人正会員受取会費	180,000		180,000
個人賛助会員受取会費	300,000		300,000
2. 受取寄附金			
受取寄附金	60,000		60,000
3. 受取助成金等			
受取助成金	0		0
4. 事業収益			
スポーツ観戦への集料招待事業	0		0
無料スポーツ教室の開催及び招待事業	0		0
無料音楽会等開催及び招待事業	0		0
無料文化講演会開催及び招待事業	0		0
女性活躍推進の講演会開催及び助成などのサポート事業	2,000,000		2,000,000
講演会、スポーツ教室、音楽会の開催事業	0		0
出版物、ステッカーの販売事業	0		0
定本のダウンロードコピー印刷に関する企画、立案、販売等の事業	0		0
5. その他収益			
受取利息	1,000		1,000
雑収益	4,000		4,000
経常収益計	3,960,000	0	3,960,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		0
法定福利費	0		0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
チケット代およびイベント支援金	3,200,000		3,200,000
印刷製本費	0		0
会議費	0		0
旅費交通費	0		0
通信運搬費	0		0
賃借料	0		0
その他経費計	3,200,000	0	3,200,000
事業費計	3,200,000	0	3,200,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		0
給料手当	0		0
法定福利費	0		0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
諸謝金	20,000		20,000
WEB管理費	50,000		50,000
会議費	20,000		20,000
旅費交通費	120,000		120,000
通信運搬費	20,000		20,000
消耗品費	10,000		10,000
支払手数料	15,000		15,000
賃借料	500,000		500,000
保険料	0		0
租税公課	0		0
雑費	5,000		5,000
その他経費計	760,000	0	760,000
管理費計	760,000	0	760,000
経常費用計	3,960,000	0	3,960,000
当期経常増減額	0	0	0
経理区分振替額	0	0	0
当期正味財産増減額	0	0	0
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0